

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

佐賀県公安委員会委員長 奥 田 律 雄

佐賀県公安委員会規則第5号

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則

佐賀県公安委員会事務決裁等規則（平成15年佐賀県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）		
事務の種類	根拠規定	決裁事項	事務の種類	根拠規定	決裁事項
略			略		
警察法（昭和29年法律第162号）に規定する事務	略		警察法（昭和29年法律第162号）に規定する事務	略	
	第60条第1項	警察庁又は他の都道府県警察に対する援助の要求及び警察庁又は他の都道府県警察の要請に基づく援助（ <u>災害、人命救助、犯罪捜査等のために緊急を要する場合及び犯罪捜査共助規則（昭和32年国家公安委員会規則第3号）第13条第2項の規定により専門捜査員を派遣する場合を除く。</u> ）		第60条第1項	警察庁又は他の都道府県警察に対する援助の要求及び警察庁又は他の都道府県警察の要請に基づく援助
	略			略	
略			略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。